

防災・減災に係る連携に関する覚書

名古屋市防災危機管理局（以下「甲」という。）と名古屋大学減災連携研究センター（以下「乙」という。）は、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等の地震災害並びに過去に名古屋市域に大きな被害を及ぼした伊勢湾台風及び東海豪雨等の風水害その他の大規模災害に備え、地域防災力の向上を図るために、互いに連携して防災・減災に係る施策等に取り組むこととし、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲及び乙が実施する防災・減災のための施策等について、相互に連携を図りながら協力して行い、その活動等を効果的に推進することにより、名古屋市域における地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、連携及び協力して実施するものとする。

- (1) 防災・減災に係る調査研究に関する事項
- (2) 防災・減災のための意識啓発及び人材育成に関する事項
- (3) その他前条の目的達成に必要と認める事項

2 甲及び乙は、連携にあたり担当する部署を定め、職員の派遣、受入れ、自ら有する施設、器材及び蔵書等の利用並びに収集・整理した資料等の共有について、業務に支障のない範囲で双方が便宜を供する方法等により実施するものとする。

（協議）

第3条 甲及び乙は、この覚書に基づく連携及び協力事項に係る具体的な内容並びに甲及び乙の役割の分担その他必要な事項について、協議するものとする。

(経費の負担)

第4条 この覚書の取り組みにより発生する費用は、あらかじめ甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、この覚書に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、この覚書の有効期間を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(期間)

第6条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から3年間とする。ただし、覚書の有効期間が満了する日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の運用に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この覚書の証として、本書を2通作成し、甲及び乙は署名の上、各1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 名古屋市防災危機管理局長

吉川 開二

乙 名古屋大学減災連携研究センター長

福和伸夫